

# 正副会長の活動状況

## — 会務報告 —

日本弁理士会副会長 西出 眞吾

### はじめに

昨年度は、監事会・常議員会・総会・財務委員会・知財戦略検討委員会を担当しました。今年度は、財務委員会・例規委員会、コンプライアンス委員会・綱紀委員会・審査委員会・紛議調停委員会・不服審議委員会・継続研修履修状況管理委員会を担当しています。現在までの会務進捗状況について報告いたします。

### 日本弁理士会の財務

日本弁理士会の財務を概観すると、従来の収入・支出は22～23億円です。これまでの積立金として、会館施設整備等準備基金が10億円、会館補修基金が8億円、共済積立金が3.6億円、弁理士会基金が1億円、次期繰越金が15億円、合計で37.6億円の現金があります。昨年度は会費15,000円/月×6か月でしたので収入は22億円、支出は20.3億円でした。今年度は会費がフルに15,000円/月ですので収入予算は19.5億に減収します。ただし、次年度以降会員が550名増加すると1億円の収入増になる計算です。

### ＜弁理士会の会費＞

既にご案内のとおり、弁理士の会費を15,000円/月に恒久値下げすることを5月の定期総会で承認いただきました。またこれと同時に、今年の10月から特許業務法人の会費を10,000円/月に値下げすることも承認いただきました。昨年4月のスタート前からのテーマである適正な会費額を、会務の執行状況を1年間見ながら検討した結果です。昨年度は半年間の暫定値下げを実施し、マイナス3億7千7百万円の赤字予算でスタートしましたが、関係各位のご協力によってプラス1億6千万円の黒字決算となりました。今年度は1年間フルに値下げとなりますが、会務の合理化努力や会員増により、一時的には赤字決算になっても数年後には黒字決算になるとの目途がたち、上記の最終結果に至りました。

なお、特許業務法人の会費につきましては、弁理士に比べて、選挙権・被選挙権・総会決議権などの重要な権利が与えられていないことや、研修事業・地域知

財支援事業・広報事業・国際活動事業・価値評価事業・知財研究事業などの諸事業からの直接的な見返りが少ないことを勘案し、財務委員会にて過去数年間の実績額を積算して決定しました。ただし、算出根拠が会費20,000円時代の実績額ですので、今後15,000円の会費の実績が出たところで再度の見直しが必要かと思えます。

また、既会員には関係ありませんが、弁理士会への登録料を、実績を勘案して現在の48,000円から35,800円に変更しました。これは平成25年1月1日以降に登録申請を行う者に適用されます。

### ＜次期繰越金の適正額＞

昨年度の財務委員会にて、日本弁理士会予算における次期繰越金の適正額をあらゆる角度から検討していただき、

1. 次期繰越金は、経常的な支出だけでなく災害時において基金でカバーできない支出や法改正対応で必要となる支出にも対応可能であることを基本的な考え方とすべき
2. 次期繰越金総額は、前年度決算における一般会計支出と研修事業費会計支出の合計額の36%程度が妥当
3. 現状では次期繰越金総額が妥当と思われる割合を上回っているが、今年度以降の数期間は会費減額による影響が予想されるため、会員数の推移や法改正の有無などの状況を見ながら、ある程度の年数をかけて徐々に上記妥当割合へ近づけるべきとの報告を戴きました。

昨年度の支出決算が20億3千万円ですので次期繰越金の適正額は7億3千1百万円ですが、決算の次期繰越金は16億7千7百万円あり、9億4千6百万円が妥当額を上回っています。このお金はこの先数年間の赤字を補填する資金となりますが、黒字に転換した際に会費の再値下げを含めて再検討する余地があります。

### ＜会館施設整備等準備基金積立金と会館補修基金積立金＞

平成15年に設立された会館施設整備等準備基金積

立金は、日本弁理士会館、分室、支部等の会館施設の建設・拡充・整備のために設けられた基金であり、会員1人に付き20,000円の会費の中から1,500円/月が積み立てられていました(年間で約1億6千2百万円)が、昨年度及び今年度は積立を一時中断し、その間にその必要性を再確認しています。現在10億2千6百万円に達しています。

昨年度はこの見直しについて常議員会の審議委員会あてに審議委嘱を出し、

1. 新会館の建設は現実的ではないが、現会館の建て替えを見据えた積立は必要であるから、現在の額を減額したうえで積み立てを継続すべき

との答申を戴きました。

一方、会館補修基金積立金については、現在会員1人に付き15,000円の会費の中から690円/月が積み立てられています(年間で約7千5百万円)。これは昨年度も今年度も継続しており、昨年度末で8億1千3百万円に達しています。

今年度は財務委員会に対して、会館施設整備等準備基金と会館補修基金の見直しに関する審議委嘱を出し、

1. 会館施設整備等準備基金積立金については、毎年1億3千5百万円を積み立てるべき
2. 会館補修基金積立金の積み立てについては、積み立てを中止するべき。但し、10年程度を目途に積み立ての要不要を再度見直しするべき

との報告を戴きました。

会館施設整備等準備基金については、現会館の建て替えを23年後に行くと仮定すると総額41億2千6百万円を必要とし、現在の積立金10億2千6百万円に対して31億円不足するので、年額1億3千5百万円ずつ積み立てるべきとするものです。また、会館補修基金については、現在8億1千3百万円積み立てられており、この先23年間で多く見積もっても4億4千2百万円であるから、3億7千1百万円余剰し、したがって今後の積立は中止すべきとするものです。

この件については最終的な金額を執行役員会で決定した上で今年12月6日の第1回臨時総会に議案を上程する予定です。

## 会員関係委員会(コンプライアンス委員会)

### <事務所名称問題>

数年前より、一人の弁理士が名称の異なる複数の事務所に所属することの是非が問題とされ、これをコン

プライアンス委員会で検討して戴いています。例えば、弁理士西出眞吾が、西出特許事務所を主たる事務所とし、紀伊の国特許事務所を従たる特許事務所として登録する場合などです。複数事務所の設置については会則(第17号)第31条に「会員は、主たる事務所のほかに従たる事務所を設けることができる。」と規定され、事務所名称については会令第66号の第3条に「弁理士登録の申請をする者は、第4条各号のいずれかに規定された使用禁止名称でない限り、事務所名称を自由に選定することができる。」とあるので、第4条各号に違反しない限り、異なる名称の複数事務所に所属することは例規違反にはなりません。

しかしながら、そもそも会則第31条にて従たる事務所が認められたのは、各地域の中小企業やベンチャー企業に柔軟なサービス提供ができ、弁理士の地域的偏在の是正、東京と地方とのネットワーク化の推進に資するとの理由からであるから、この本来の趣旨を逸脱した範囲で複数事務所の登録を認めるのは如何なものか、というのが問題の所在です。

簡単に言えば、例えば、弁理士西出眞吾が、西出特許事務所(主たる事務所)と、西出特許事務所・紀伊の国ランチに所属するのは、従たる事務所を認めた趣旨を逸脱しないのでOKであるが、西出特許事務所(主たる事務所)と、紀伊の国特許事務所(従たる事務所)に所属するのはNGというものです。

会則第31条の「従たる事務所」をなぜ「支所」にしなかったのか?という疑問はありますが、現実に少なくない会員が異なる名称の複数事務所にて登録している事実があるので、その会員の理解を得ながら段階的にあるべき姿にしなければならないと思っています。

### <説明責任に関する問題>

商標登録出願をインターネット経由で受け付け、依頼人とのコミュニケーションなしでそのまま出願するといったビジネスモデルを見かけますが、これに関する依頼人からの苦情申し立ても少なくありません。「こんなはずじゃなかった」というのが共通した苦情です。

弁理士たる専門家は、その専門的知識・経験・情報などを駆使し、依頼人が目的を叶えられるように委任事務を処理することが求められている以上、一定の説明責任を果たすべきであり、このことを弁理士倫理(会令第36条)に規定することをコンプライアンス委員会で検討して戴いています。この件についても12月6日の第1回臨時総会に議案を上程する予定です。